

騒音・振動に係る特定建設 作業等の取扱いについて

騒 音 規 制 法

振 動 規 制 法

福島県生活環境の保全等に関する条例

福島県振動防止対策指針

二本松市生活環境課

騒音・振動に係る特定建設作業等の取扱いについて

1 建設作業の実施に関する騒音・振動の規制

建設作業の実施により発生する騒音・振動は、周辺的生活環境の保全を図ることを目的として、各種法令等により規制されています。

そのため、著しい騒音・振動を発生する作業を指定地域内で行う場合には、届出が必要になります。

また、指定地域ごとに遵守すべき規制基準が定められています。

2 各種法令等で定める騒音・振動発生建設作業

【騒音】

(1) 特定建設作業（騒音）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって「騒音規制法」で定めるものをいいます(同法第2条第3項)。

(2) 騒音指定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、上記(1)の特定建設作業を除き、「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定めるものをいいます(同条例第61条第2項)。

【振動】

(1) 特定建設作業（振動）

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって「振動規制法」で定めるものをいいます(同法第2条第3項)。

(2) 振動建設工事

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって、上記(1)の特定建設作業を除き、「福島県振動防止対策指針」で定めるものをいいます(同指針第2条第2項)。

3 届出の内容

(1) 届出の地域（指定地域）

① 特定建設作業

騒音規制法または振動規制法において市長が定める地域…都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(二本松市の規制地域の指定 昭和60年5月1日施行)

第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

→ 二本松市の用途地域内の地域が対象となります。

② 騒音指定建設作業

福島県生活環境の保全等に関する条例の対象地域

→ 二本松市の用途地域以外の地域であって、学校、病院、保育所、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの地域が対象となります。

③ 振動建設工事

福島県振動防止対策指針の対象地域

→ 二本松市の用途地域以外の地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの地域となります。

(2) 各種法令等で定める建設作業の種類……【別表1】

(3) 規制基準一覧……【別表2】

基準は、原則として特定建設作業(振動建設工事)の敷地境界線上とします。

(4) 届出に係る一覧……【別表3】

(5) 届出添付書類 (できるだけ図面、表等を利用してください)

- ① 建設作業の工程の概要を示した工事工程表
- ② 建設作業の場所の付近の見取図
(騒音指定建設作業の場合は建設工事の周囲 200m 以内の住居の状況などを示したもの)
- ③ 建設作業に使用する機器の仕様書等

(6) 届出書提出先 二本松市 市民部 生活環境課 環境衛生係 (TEL 55-5103)

	法令	指定地域	建設作業の種類	規制基準	届出一覧
特定建設作業(騒音)	騒音規制法(第2条第3項)	二本松市の用途地域内の地域	別表1-1	別表2-1	別表3-1
特定建設作業(振動)	振動規制法(第2条第3項)		別表1-2		
騒音指定建設作業	福島県生活環境の保全等に関する条例(第61条第2項)	二本松市の用途地域以外の地域であって、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80mの地域	別表1-3	別表2-2	別表3-2
振動建設工事	福島県振動防止対策指針(第2条第2項)		別表1-4	別表2-3	届出不要

【別表 1】 各種法令等で定める建設作業の種類

1 騒音規制法に係る特定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機は除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業は除く。)
6	バックホウ(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境省大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境省大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境省大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業

2 振動規制法に係る特定建設作業

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を利用する作業。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定建設作業

1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを定める件(平成9年環境庁告示第54号。以下「騒音建設作業告示」という。)に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る。)を使用する作業

4 福島県振動防止対策指針に係る振動建設工事

1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を利用する作業。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)
4	ブレイカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を越えない作業に限る。)

【別表2】規制基準一覧

1 騒音（振動）規制法に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	騒音:85 dB 振動:75 dB	7時～19時の 時間内であること	1日10時間を 超えないこと ※	連続6日を越え ないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の 時間内であること	1日14時間を 超えないこと ※		

- (注)1 第1号区域とは法律に基づく基準が適用される地域のうち、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域です。
第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です
- 2 音量(振動)基準を上回る騒音(振動)を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音(振動)防止対策のほか、1日あたりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
- 3 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

2 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る建設作業騒音規制基準

時間の区分 区域の区分	敷地境界における音量基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
	85dB	7時～19時の 時間内であること	1日10時間を 超えないこと ※	連続6日を越え ないこと	日曜・休日でないこと

- (注)1 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほか、1日あたりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
- 2 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

3 福島県振動防止対策指針に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
該当区域	75dB	7時～19時の時 間内であること	1日10時間を超 えないこと ※	連続6日を越え ないこと	日曜・休日でないこと

【別表3】届出に係る一覧

1 騒音（振動）規制法に係る特定建設作業の届出

No.	届出	届出に関する条件等	提出期限
1	特定建設作業実施届出書 (様式第9)	指定地域内において特定建設作業を実施する場合 (ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わる作業については届出不要)	前7日

2 福島県生活環境の保全等に関する条例に係る騒音指定建設作業の届出

No.	届出	届出に関する条件等	提出期限
1	騒音指定建設作業実施届出 (様式第17号)	指定地域内において騒音指定建設作業を実施する場合 (ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わる作業については届出不要)	前7日

3 福島県振動防止対策指針に係る規制基準

No.	届出	届出に関する条件等	提出期限
	(届出項目はありません)		